

日チリ友好125周年事業の申請要領

2022年、日本とチリは、国交樹立125周年となる節目の年を迎えることから、在チリ日本大使館（以下、大使館と表記）は、この記念すべき年をできるだけ多くの人々と共に祝うため、事業を周年事業として認定するための申請を受け付けます。

認定を受けた事業は、全ての広報資材（ポスター、パンフレット、ホームページ、看板、プラカード等）に「日チリ友好125周年記念事業」の名称を利用することができます。

申請要領は以下のとおりです。

記

認定のための概要

- (1) 原則として、2022年1月1日から12月31日にチリで開催される事業。
- (2) 以下のいずれかの目的を満たす事業
 - 芸術、文化、科学・教育、スポーツ、観光、社会、経済、等の分野において、日チリ間の相互理解を深め、友好を促進する事業。
 - 社会貢献を果たす目的を有する企業の事業。
- (3) 事業の内容が明確で実現性があるもの。
- (4) 特定の主義、宗教の普及、政治的な主張又は選挙キャンペーンを目的とせず、公序良俗に反さず、事業開催地の法令に違反する又は違反するおそれがない事。
- (5) 営利を主たる目的としない事。
- (6) 事業の実施にかかる支出に関しては、開催団体が責任を負うこと。
- (7) 大使館は、周年事業の認定を行うことでその実施団体に対して、また、事業実施に関していかなる責任も負わない。
- (8) 実施団体は、以下に記す申請書類を提出しなければならない。

認定事業の発表及び広報

- (1) 大使館から認定を受けた事業は、125周年事業として公表されます。
- (2) 同様に、125周年のロゴを提供されます。

認定手続きと承認

- (1) 認定を受けようとする主催者は、原則として事業開催の6週間前必着で、

次の申請書類を大使館に郵送 (Av. Ricardo Lyon 520, Providencia, Santiago 電話 (+56-2) 2232-1807) 又はメール (contactoembajadajapon@sg.mofa.go.jp)にて送付ください。

- (2) 大使館で受け付けた申請は、概要に則って審査されます。
- (3) 大使館から主催者に審査結果が通知され、周年事業に認定された場合はロゴをメールにて送付し、大使館の周年事業の一環として発表されます。
- (4) 主催者は、事業実施後、大使館に事業の開催日、会場、参加者数、イベント概要を含めた報告書を提出してください。また、大使館のSNS等で用いるため7日間以内に事業の様子を納めた写真8枚と30秒から1分の2つの動画を提供してください。

申請書類

別添のフォーマット参照。

留意事項

- (1) 認定のための申請書類は返却されません。
- (2) 周年事業として認定された場合でも、事業の実施に関する全ての責任（経費負担や広報を含む）は主催者にあります。事業が認定されたことによって、大使館が何らかの責任を負うことはありません。
- (3) 事業が中止される場合、又は事業が申請当時の内容から変更になる場合には、速やかに大使館に報告してください。変更の内容によっては、認定を取り消す可能性があります。
- (4) 125周年のロゴは、認定を受けた事業にのみ使用を認めます。認定を受けていない事業については使用を認めません。